

# 第6回教育委員会（定）

開会日時 令和6年 3月 7日（木） 午前 10時00分  
閉会日時 午前 11時09分  
開会場所 教育支援センター

## 出席者

教 育 長	中 川 修 一
委 員	高 野 佐紀子
委 員	青 木 義 男
委 員	長 沼 豊
委 員	野 田 義 博

## 出席事務局職員

事務局次長	水 野 博 史	地域教育力担当部長	雨 谷 周 治
教育総務課長	諸 橋 達 昭	学 務 課 長	金 子 和 也
指 導 室 長	氣 田 眞由美	新しい学校づくり課長	柏 田 真
学校配置調整担当課長	早 川 和 宏	生涯学習課長	太 田 弘 晃
地域教育力推進課長	高 木 翔 平	教育支援センター所長	石 野 良 恵
中央図書館長	松 崎 英 司		

## 署名委員

教育長

委 員

午前 10時 00分 開会

教 育 長 おはようございます。本日は4名の委員の出席を得ましたので、委員会は成立しております。

それでは、ただいまから令和6年第6回の教育委員会を開催いたします。

本日の会議に出席する職員は、水野次長、雨谷地域教育力担当部長、諸橋教育総務課長、金子学務課長、氣田指導室長、柏田新しい学校づくり課長、早川学校配置調整担当課長、太田生涯学習課長、高木地域教育力推進課長、石野教育支援センター所長、松崎中央図書館長、以上11名でございます。

本日の議事録署名委員は、会議規則第29条により、野田委員にお願いいたします。

本日の委員会は2名から傍聴の申し出がなされており、会議規則第30条により許可しましたのでお知らせいたします。

次に、非公開による審議とする案件の確認をいたします。臨時代理1「令和6年度（令和6年4月1日異動）区立学校管理職配置に係る内申について」は、人事情報のため、本日の教育委員会において、公開で審議を行うことにより、具体的かつ自由な討論、質疑ができないおそれがありますので、臨時代理1は一時非公開による審議とし、議事進行の都合上、委員会の最後に処理することにご異議ございませんか。

（異議なし）

教 育 長 それではそのように処理いたします。  
それでは、議事に入ります。

#### ○議事

日程第一 議案第5号 東京都板橋区教育委員会公印規則の一部を改正する規則  
(教育総務課)

教 育 長 次に、日程第一 議案第5号「東京都板橋区教育委員会公印規則の一部を改正する規則」について、次長と教育総務課長から説明願います。

次 長 よろしくお願いたします。議案第5号「東京都板橋区教育委員会公印規則の一部を改正する規則」について、議案を提出いたします。

提出者は、中川修一教育長でございます。

こちらの議案でございますが、押印廃止の一連の流れの中で、廃止とする公印について、その廃止に伴う様式の変更となります。

詳細につきましては、教育総務課長からご説明いたします。

教育総務課長 よろしくお願いたします。

「総-1」をご覧ください。

こちらの2/3ページ目に新旧対照表がありますが、学校施設開放使用承認事

務用に使っておりました公印がございますが、こちらが押印廃止で使う必要がなくなりました。そのために、その公印を廃止するとともに、その手続きとして、この公印規則の中からその公印を削除するというものでございます。それがこの4の2のてん書の24ミリメートル四方の公印ということになります。

施行日は令和6年4月1日ということになります。

以上でございます。

教 育 長 ありがとうございます。質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

(なし)

教 育 長 それではお諮りします。日程第一 議案第5号については原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように決定いたします。

#### ○議事

日程第二 議案第6号 東京都板橋区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則

(学務課)

教 育 長 次に、日程第二 議案第6号「東京都板橋区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則」について、次長と学務課長から説明願います。

次 長 議案第6号「東京都板橋区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則」について、議案を提出いたします。

提出者は、中川修一教育長でございます。

令和4年度から実施しております区立高島幼稚園における預かり保育の保育利用料の納付期限の改正と、同規則に学校教育法からの引用部分がございます。こちらの引用条文の条ずれがございましたので、それを改めるというものでございます。

詳細は、学務課長からご説明させていただきます。

学 務 課 長 それでは、「学-1」をご覧くださいと思います。

新旧対照表も併せてご覧くださいと思います。

まず、改正の概要でございますが、預かり保育料の納入期限の見直しということで、第6条第3項の関係でございます。

預かり保育の利用料につきましては、原則として、利用月の前月末日までに納入しなければならないというところでございますが、実際には家庭の事情等によ

りまして、当月になって利用を希望する保護者も多くいることから、保護者の利便性の向上を図るため、当月中の納入を認めることとするものでございます。

続きましては、条ずれの対応ということで、第8条第1項第2号関係でございます。

学校教育法第19条につきましては、就学援助に関わる規定でございますが、同法の改正によりまして条ずれが発生していることから、条ずれ対応のため改正を行うものでございます。

施行期日は、令和6年4月1日からでございます。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

教 育 長 ありがとうございます。質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高 野 委 員 この預かり保育を希望する場合は、園の方にどういう形で申し込むのでしょうか。急に預かり保育が必要になって、当日とか、1週間前とか、そういう形で申し込む場合が多いのでしょうか。

学 務 課 長 実際はかなり柔軟に対応していただいております、さすがに当日の朝ということであると職員体制とかが非常に難しいですから、可能な限り、1週間前、二、三日ぐらい前であれば、何とか対応していただいているというところです。

その辺が実態と規則が少し一致していない部分がありましたので、今回、改めて整理するものでございます。

教 育 長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

(なし)

教 育 長 それでは、お諮りします。日程第二 議案第6号について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように決定いたします。

#### ○議事

日程第三 議案第7号 板橋区いじめ問題専門委員会規則の一部を改正する規則  
(指導室)

教 育 長 次に、日程第三 議案第7号「板橋区いじめ問題専門委員会規則の一部を改正する規則」について、次長と指導室長から説明願います。

次 長 議案第7号「板橋区いじめ問題専門委員会規則の一部を改正する規則」につい

て議案を提出いたします。

提出者は、中川修一教育長になります。

いじめの重大事態調査が増加している状況を鑑みまして、当該専門委員会の委員数を増員する改正、また、必要な文言の整理を行うものでございます。

詳細につきましては、指導室長から説明いたします。

指導室長 よろしく申し上げます。昨今の増加するいじめ重大事態調査に対するために、委員の定員を7人以内から10人以内に増員するということが、まず1点目でございます。

また、2点目としましては、委員の任期の規定のところでございますが、新旧対照表のところにもございますが、第4条1項中のところに「補欠の委員」というところの文言がございます。

改正前は、欠員が生じた場合の補欠委員という文言でございましたが、もともと何人以内というような形で示しておりますので、そもそも、もし10人以内とした場合に、7人が委員になったとしても、残り3名欠員という表現では少しそぐわないというところがございますので、ここの「欠員が生じた場合」というところを削除しまして、「補欠の委員」という形で文言を修正させていただきました。

ご参考までということですが、現在の委員の構成は学識経験者の方が2名、弁護士が3名、医師が1名、心理士が1名という計7名となっております。

こちらの者を3名増員して、10人以内という形で委員の方は構成するという形になります。

ご説明の方は以上でございます。

教育長 ありがとうございます。質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

野田委員 増員されるわけなのですが、そうなりますと、これから増員されるような方はどのような役割の方が検討されているのですか。

指導室長 やはりどうしてもなかなかこの調査というか、いじめの重大事態調査ですので、法的な見地からというところも重要な視点というか、そのような提言が必要になってきますので、やはり主には弁護士さんというところが委員の中のメンバーとしてはとても重要な役割になってくるかなというふうには思っていますし、あと、やはり心理面のところも重要になってございます。

野田委員 ありがとうございます。

教育長 その他、いかがでしょうか。

(なし)

教 育 長 それでは、お諮りします。日程第三 議案第 7 号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように決定いたします。

○議事

日程第四 議案第 8 号 八ヶ岳荘の管理運営に関する令和 6 年度協定の締結並びに令和 6 年度事業計画の承認について

(生涯学習課)

日程第五 議案第 9 号 榛名林間学園の管理運営に関する令和 6 年度協定の締結並びに令和 6 年度事業計画の承認について

(生涯学習課)

日程第六 議案第 1 0 号 教育科学館の管理運営に関する令和 6 年度協定の締結並びに令和 6 年度事業計画の承認について

(生涯学習課)

日程第七 議案第 1 1 号 シニア学習プラザ（グリーンカレッジホール）の管理運営に関する基本協定及び令和 6 年度協定の締結並びに令和 6 年度事業計画の承認について

(生涯学習課)

日程第八 議案第 1 2 号 郷土芸能伝承館の管理運営に関する令和 6 年度協定の締結並びに令和 6 年度事業計画の承認について

(生涯学習課)

教 育 長 次に、日程第四 議案第 8 号「八ヶ岳荘の管理運営に関する令和 6 年度協定の締結並びに令和 6 年度事業計画の承認について」、日程第五 議案第 9 号「榛名林間学園の管理運営に関する令和 6 年度協定の締結並びに令和 6 年度事業計画の承認について」、日程第六 議案第 1 0 号「教育科学館の管理運営に関する令和 6 年度協定の締結並びに令和 6 年度事業計画の承認について」、日程第七 議案第 1 1 号「シニア学習プラザ（グリーンカレッジホール）の管理運営に関する基本協定及び令和 6 年度協定の締結並びに令和 6 年度事業計画の承認について」、日程第八 議案第 1 2 号「郷土芸能伝承館の管理運営に関する令和 6 年度協定の締結並びに令和 6 年度事業計画の承認について」を一括して地域教育力担当部長と生涯学習課長から説明願います。

地域教育力担当部長 よろしくお願ひいたします。

議案第 8 号から第 1 2 号まで、5 つの案件につきまして、一括して議案を提出いたします。いずれも指定管理者施設に関する議案でございます。

八ヶ岳荘、榛名林間学園、教育科学館、シニア学習プラザ、なお、シニア学習

プラザにつきましては来年度からグリーンカレッジホールに名称変更します。最後、郷土芸能伝承館、これらの各施設の管理運営に関しまして、基本協定及び令和6年度の協定締結並びに令和6年度事業計画について承認するものでございます。

議案の提出日は本日でございます。

提出者は、中川修一教育長でございます。

内容としましては、議案第11号「シニア学習プラザ」につきましては、令和6年度から5年間としての新たな基本協定を締結するものでございます。

また、議案第11号を含む全ての議案につきましては、各施設の管理運営について、令和6年度の協定を締結するとともに、令和6年度の事業計画を承認するものとなっております。

各議案の詳細につきましては、生涯学習課長から説明をいたします。

生涯学習課長

よろしくお願いたします。

「生-0」をご覧いただきたいと存じます。

生涯学習課が所管いたします指定管理施設の管理運営に関する協定及び事業計画の一覧でございます。

資料が大変多くなっておりますので、概要資料にてポイントをご説明させていただきますと思います。

初めに、全施設共通の変更事項でございますが、指定管理者と締結する協定の甲が教育委員会となっている点につきまして、令和5年度の定期監査におきまして適正なのかと確認がございました。

そのため、指定管理者制度を管轄いたします政策経営部の経営改革推進課と協議いたしまして、その結果、現状でも間違いではございませんが、予算執行に関する権限が区長にあるため、板橋区長と教育委員会の連名がより適切との見解が出ましたので、各施設が新たに締結する協定より反映しているところでございます。

これより、資料下段に振っておりますページでご案内させていただきますと存じます。

1ページ目をご覧いただきたいと存じます。

八ヶ岳荘の管理運営に関する令和6年度協定の主な見直しの概要でございます。

令和6年度におきまして、大浴場換気扇交換工事、火災通報装置電源改修、隔年の保守点検等によりまして指定管理料が変わっております。

また、令和5年度に中間評価を実施いたしました。その際に、税理士の財務点検によりまして、利益率の見直し、8%から5%という形がございましたので、統計の方に反映しているところでございます。

ページは飛びまして、6ページ目をご覧いただけますでしょうか。

6ページの(10)自主事業の項目でございます。

八ヶ岳荘では指定管理者の持つアウトドアのノウハウを活用した事業が好評を得ているところでございます。令和6年度につきましては、事業の幅を広げまし

て、③日帰りイベントを予定しているところでございます。

その他、八ヶ岳荘の管理運営に関する変更点が、7ページをご覧いただきたいと思っております。7ページの3のとおりでございます。

説明につきましては省略させていただきますが、八ヶ岳荘は事業者の持つノウハウを活用しながら、魅力ある運営を展開していきたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、8ページ目をご覧いただきたいと存じます。

榛名林間学園でございます。

榛名林間学園につきましては、主だった変更点はございませんが、運営の最終年度となるため、閉園まで事故なく運営していきたいというふうに考えているところでございます。

なお、閉園後の予定でございますが、令和7年度の解体工事に向けた備品の処分や解体設計を行います。実際の解体工事につきましては、令和8年度と令和9年度に行う予定でございます。その後、群馬県の方に土地の方をお返しするというような予定でございます。

続きまして、14ページをご覧いただきたいと存じます。

14ページでございます。教育科学館でございます。

年度協定の見直しの概要でございます。

教育学科館につきましては、企画展示や様々な事業を実施しているところでございます。その事業につきましては、2年間の運営実績によりまして、事業の全体像が整理できてまいりましたので、年度協定、別紙1の事業区分について変更しているところでございます。

飛びまして、19ページをご覧いただければと思います。

19ページの②6年度の重点事業でございます。

令和6年度につきましては、区内の大学と連携した事業でございます。科学教育事業といった形で、板橋ラーニングパーク構想というものを予定してございます。

区内大学と連携した、学生主体による区民参加型教育プロジェクトを試行的に実施していきたいというふうに考えているところでございます。

また、令和5年度より始めました科学館の研究員が主体となったラボ事業でございますが、令和6年度はさらに発展をさせまして、アウトリーチによる展開を試みていくところでございます。

教育科学館につきましては、昨年、関東大震災の映像を発見したり、マスコミに取り上げていただける事業を実施してきているところでございます。

令和6年度につきましても、指定管理者のノウハウを生かしながら、科学館に行けば何か面白いことがある、そのように思っただけのような施設運営を行っていきたいというふうに考えているところでございます。

主な変更点につきましては、21ページまで飛んでいただきたいと思っております。

21ページの3、令和6年度の主な変更点をご覧いただければと存じます。

説明の方は省略させていただきます。

続きまして、22ページをご覧くださいと存じます。

シニア学習プラザ、グリーンカレッジホールでございます。

タイトルに「グリーンカレッジホール」と記載されております。

当該施設につきましては、条例改正によりまして、4月1日より名称が「グリーンカレッジホール」に変更になる予定でありますことから、協定等につきましては「グリーンカレッジホール」で表記の方をさせていただいているところでございます。

なお、シニア学習プラザ（グリーンカレッジホール）につきましては、令和6年度より新しい指定管理期間となりますので、新たな指定管理事業者と基本協定を締結いたします。

22ページをご覧くださいまして、1、「指定管理者」の変更で記載させていただいておりますとおり、新たな指定管理事業者は、「アクティオ・板建総共同事業体」という2者によるジョイントベンチャーで運営の方をしております。

なお、代表企業につきましては、現指定管理者同様、アクティオ株式会社が担います。

恐れ入ります。24ページまでお進みください。

24ページの年度協定でございます。

ページの下の方でございます管理運営業務の仕様書をご覧くださいと思います。

令和6年度の変更点といたしましては、併設施設であります志村ふれあい館と光熱水費の負担区分を変更いたしましたので、仕様書の方に反映しているところでございます。

次のページをご覧くださいまして、4まで行っていただけだと思います。

条例の変更に合わせてまして、グリーンカレッジ事業で使用しない教室を一般貸し出しできるように変更しているところでございます。

続きまして、5でございます。

令和6年度より、グリーンカレッジの補助業務の範囲を大幅に拡大いたしました。この変更によりまして、本課の職員の現場の立ち会いが大幅に減少する予定でございます。より充実したカリキュラムや講師の選定に力を入れることができるといふふうに考えているところでございます。これらの仕様調整によりまして、指定管理委託料が増加しているところでございます。

28ページまでお進みいただきたいと思います。

28ページ。グリーンカレッジホールでは、指定管理者の提案事業といたしまして、(3)の講座を実施いたします。

この講座につきましては、令和4年度に生涯学習課に移管をして以降、多世代化を促進してまいってきたところでございます。

今回の事業者の選定におきましても、多世代化や学びの循環といった要素を重視しておりまして、提案事業におきましても、このような視点を重視した対象者の設定や内容を検討しているところでございます。

最後でございます。30ページまでお進みください。

郷土芸能伝承館でございます。

年度協定の主な見直しの概要でございます。

郷土芸能伝承館につきましては、令和6年度にWi-Fi機器の設置を予定しているところございまして、6のところ記載の方をさせていただいているところでございます。

その他、事業計画の主な変更点につきましては、35ページまでお進みいただきたいと思っております。

35ページの4、令和6年度の主な変更点に記載のとおりでございます。

中でも、(5)で記載しているように、郷土芸能伝承館の近隣には、区が管理します文化財、旧粕谷家住宅がありますので、施設の親和性を生かしまして、粕谷家住宅を活用した事業を実施していきたいというふうに考えているところでございます。

雑駁な説明ですが、説明は以上でございます。

教 育 長      ありがとうございます。質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高 野 委 員      全部の施設で、次年度以降、積極的に新しい事業に取り組むという姿勢が拝見できました。ことに八ヶ岳荘では自主事業の充実に加えて、食事の安全性向上という点が少し問題があったのかなと思われましたので、その辺の対策を強化していただいたり、食事メニューの改善をしていただいたという点がよかったと思っております。

榛名については、6年度で終了するという事なのですが、12ページのところに広報活動の充実ということが書かれているのですが、その中で一般団体の利用促進というところで、新規団体の取り込みとか、利用団体への働きかけとして、継続的な利用を促すというところがあったのですが、これは年度内でのということなのかなというのが1つ、少し疑問に思いました。

グリーンカレッジホール、これは名称も変わり、また、内容的にも子どもの能力アップのもの、それとか中高生育成サポートなど、今までに加えてさらに多世代が利用できるグリーンカレッジホールになっていくのではないかなと思っております。運営自体が多世代を取り込むものになっていくことを期待しています。

生涯学習課長      ありがとうございます。まず八ヶ岳荘につきまして、安全性といったところとメニューのところの一部ご意見をいただいていたところございましたので、改善の方をさせていただいたというところでございます。

また、榛名につきましては、令和6年度で終了させていただきますので、6年度内の利用の方を促進したいという形で書かせていただいているところでございます。

また、グリーンカレッジ事業につきましては、子ども向けの事業を増やしているといったところ、あと、中高生向けにも事業の方といったところで展開をしております。これまで多世代化に取り組んでまいりまして、6年度から新たにリニューアルといった形を取ってまいりますので、今後につきましても、多世代化

の方を促進していきたいというふうに考えているところでございます。

教 育 長      ありがとうございました。その他いかがでしょうか。

長 沼 委 員      全ての施設を通じて共通して、その指定管理の事業者の特技や長所を生かした自主事業をしっかりと行っていただくことが求められているわけですが、その内容とか、方法とか、予算は、教育委員会の側で常にチェックしているという前提で捉えてよろしいのかというのが1点目の質問になります。

それから、2点目は、教育科学館については、度々この委員会でも話題になり、場所が近い中央図書館との連携が求められていて、もっともっと魅力的な事業が区民のために提供できるのではないかという話が出ていますが、今後、どのように行われて実行されるのかという点を伺いたいと思います。

生涯学習課長      ありがとうございます。それぞれの指定管理者につきましては、特技と申しますか、ノウハウを生かした事業展開をしていきたいというふうに考えてございまして、自主事業等、そちらの方で発揮していただきたいということで常々お願いをしているところでございます。

内容や、方法や、予算につきましては、基本的には四半期に一度、履行確認をしております。

また、近い施設につきましては、毎月のように行かせていただきまして、打ち合わせ等を綿密に行わせていただいておりますので、そのようなところで、区側が求める事業というのを取り入れていただいているところでございます。

教育科学館のところでございますが、隣に中央図書館がございまして、今現在、星を見る会等で連携させていただいているところでございます。

今後の展開につきましても、ブランド力を高めるためにも、様々な事業で展開していきたいというところで、今現在、少し中央図書館と、あとは区長部局の政策経営部とも打ち合わせの方をしているところでございます。

以上でございます。

長 沼 委 員      ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

教 育 長      ありがとうございました。その他、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

教 育 長      それではお諮りします。日程第四 議案第8号から日程第八 議案第12号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それではそのように決定いたします。

○議事

日程第九 議案第13号 令和5年度板橋区文化財の決定について

(生涯学習課)

教 育 長 次に、日程第九 議案第13号「令和5年度板橋区文化財の決定について」、地域教育力担当部長と生涯学習課長から説明願います。

地域教育力担当部長 それでは、議案第13号「令和5年度板橋区文化財の決定」につきまして、議案を提出いたします。

議案の提出日は本日でございます。

提出者は、中川修一教育長でございます。

本議案につきましては、東京都板橋区文化財保護条例、こちらの規定に基づきまして、新たに有形文化財1件、無形文化財1件、計2件を登録するものでございます。

今般、板橋区文化財保護審議会の方から登録文化財の登録について答申がございましたので、これを承認し、文化財登録をするものでございます。

詳細につきましては、生涯学習課長から説明いたします。

生涯学習課長 よろしくお願いたします。

資料の方、ページをお送りいただきまして、3ページ目をご覧いただきたいと思っております。

令和5年度板橋区文化財保護審議会答申内容一覧をご覧いただきたいと思っております。

1、新たな文化財の登録でございます。

番号1、名称は中台延命寺所蔵「大般若釈迦十六善神図」及び「釈迦涅槃図」でございます。

所在地につきましては、板橋区中台3-22-18。

所有者は宗教法人延命寺。

種類につきましては、有形文化財でございます。

内訳につきましては、2幅となっております。来歴、内容及び諮問理由につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、番号2、べっ甲細工でございます。

所在地は、板橋区弥生町15-1。

保持者は、岡匡巳。

種類は、無形文化財。

来歴、内容及び諮問理由は記載のとおりでございます。

雑駁でございますが、説明は以上でございます。

教 育 長      ありがとうございます。質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高 野 委 員      延命寺は私の住んでいるところから近いので、大変興味を持ってこれを見ました。

文化財に指定されても、近くに住んでいる方や、近くの学校の子どもたちとかはそういうものを知る機会というのが少ないと思います。文化財ウィークとか、色々な機会があるとは思いますが、このような素晴らしいものがあるということを経験で見ることができるといういいなと思います。

あと、このべっ甲細工の方などについては、中央図書館でも前にやっていたが、そのような技術がある方が実際に皆さんの前でご披露する機会を増やして、ぜひ身近にこういうすばらしいものがあるということを知っていただければなと思いました。

生涯学習課長      ありがとうございます。

まず1点目の延命寺さんの関係でございますが、10月から11月にかけて文化財のふれあいウィークをやってございまして、そのようなところで、指定させていただいている文化財につきまして公開の方をさせていただいているところでございます。

延命寺さんにつきましては、今現在、まだ他にもすばらしい所蔵されているものがありまして、今調査研究を続けているところでございますので、そのような調査研究の結果も出てから、また公開の方をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

べっ甲細工等につきましては、伝統工芸の関係で展覧会等もやらせていただいておりますので、また、区役所ですとか、また違う施設も含めまして、区民の方に身近に感じていただけるようにというところで進めていきたいというふうに思っております。

教 育 長      よろしく申し上げます。その他いかがでしょうか。

長 沼 委 員      今の高野委員のご発言とも少し似ているのですが、文化財ということになりますと、よほど価値のあるものだと思います。

区民の皆さんの目にも留まるようにしてほしいのですが、次回からご検討いただきたいのは、ここで我々もそれを見て、こういうすばらしいものなんだと分かるようにしていただければありがたい。

文字だけですと分からないですね。写真をつけていただくとか、それが無理であれば、スクリーンに出していただくとか、次回から構いませんので、区民の皆さんの前に、まず我々にも掲示をしていただければありがたいです。

以上です。

生涯学習課長      ありがとうございます。保護審議会等で使っている資料、写真等もございます

ので、来年度からそのような形で報告の方をさせていただきたいと思います。  
大変失礼いたしました。

教 育 長 ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

(なし)

教 育 長 それでは、お諮りします。日程第九 議案第13号については原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それでは、そのように決定いたします。

○議事

日程第十 議案第14号 東京都板橋区あいキッズ条例施行規則の一部を改正する規則

(地域教育力推進課)

教 育 長 次に、日程第十 議案第14号「東京都板橋区あいキッズ条例施行規則の一部を改正する規則について」、地域教育力担当部長と地域教育力推進課長から説明願います。

地域教育力担当部長 それでは、議案第14号「東京都板橋区あいキッズ条例施行規則の一部を改正する規則」につきまして、議案を提出いたします。

議案の提出日は、本日でございます。

提出者は、中川修一教育長でございます。

本議案につきましては、あいキッズの利用申請及び利用状況変更申請の取り下げ、こちらに係る手続きについて規定し、また、土曜日の利用料の徴収方法を変更することに伴う規定の整理を行うものでございます。

詳細につきましては、地域教育力推進課長から説明をいたします。

地域教育力推進課長 よろしく願いいたします。東京都板橋区あいキッズ条例施行規則の一部改正でございます。

この改正は、あいキッズに係る手続き上の規定を新たに規定するものと、また、利用料の徴収方法を一部変更する改正でございます。

資料の下の方を見ていただきますと、4/5ページからが新旧対照表になります。

改正を行う箇所についてご説明させていただきます。

第8条の2、こちらはあいキッズの利用申請や利用状況変更申請につきまして、区の承認、あるいは区の不承認の処理を通知する前に利用者の方の事情が変更す

るなどして申請の取り下げをしたいといった場合の手続きを規定するものでございます。こちらは第8号の2様式を新たに定めております。

次に、第16条第2項、こちらはあいキッズの土曜日の利用料につきまして、日額の徴収を行っておりますところを、利用の実態を踏まえまして、保護者から提示される利用予定日数に基づいた徴収を行っているものを利用実績の日数に基づいた徴収に変更するものでございます。

こちら、施行日については令和6年4月1日でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

教 育 長           ありがとうございます。質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高 野 委 員       土曜日についてなのですが、土曜日の利用はすごく少ないので実際に利用の人数が途中で変更になったりとかした場合でも成り立つのでしょうか。

地域教育力推進課長       ありがとうございます。土曜日の体制については、確かにおっしゃるとおり、土曜日の利用人数が限られておりますので、多少の変更があった場合についても十分対応できるというところがございますので、このような実績の形での徴収に変更しても問題はございません。

高 野 委 員       はい。

教 育 長           よろしいでしょうか。その他、いかがでしょうか。

(なし)

教 育 長           それでは、お諮りします。日程第十 議案第14号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長           では、そのように決定いたします。

#### ○議事

日程第十一 議案第15号 東京都板橋区立図書館の管理運営に関する基本協定を改定する協定及び令和6年度協定の締結並びに令和6年度事業計画の承認について

(中央図書館)

教 育 長           次に、日程第十一 議案第15号「東京都板橋区立図書館の管理運営に関する基本協定を改定する協定及び令和6年度協定の締結並びに令和6年度事業計画の承認について」、地域教育力担当部長と中央図書館長から説明願います。

地域教育力担当部長      それでは、議案第15号「東京都板橋区立図書館の管理運営に関する基本協定を改定する協定及び令和6年度協定の締結並びに令和6年度事業計画の承認」につきまして、議案を提出いたします。

議案の提出日は本日でございます。

提出者は、中川修一教育長でございます。

本議案は、板橋区立図書館につきまして、地域図書館、これは10館ございますが、これを3つのグループに分けて管理運営する指定管理者、これは3者ですが、これの業務に関する議案ということでございます。

内容につきましては、地域図書館の管理運営につきまして基本協定を改定する協定、それから、令和6年度の年度協定、これをそれぞれ締結するものでございます。また、令和6年度の事業計画について承認するものでございます。

詳細につきましては、中央図書館長より説明いたします。

中央図書館長      中央図書館長でございます。「図-1」の資料で3者ございますので、参考資料ということになっているもの、こちらでご説明をさせていただければと思います。

参考資料となっているもの、2/20ページから概要が記載されております。

まず、1、基本協定を改定する協定。こちらは3者共通でございます。

前文でございます。

甲を「東京都板橋区教育委員会」という記載のみだったのですが、契約者甲を改めるため、「東京都板橋区教育委員会及び東京都板橋区」といった形に文言を改めるものでございます。

(2)の第25条の備品購入費でございます。

これまで価格基準が2万円だったものを、こちらについて「10万円以上」という記載に改めるものでございます。

基本協定の改定は以上でございます。

2番の年度協定でございます。

こちらは、令和5年度から変更になった項目を説明させていただきます。

まずは各社共通でございます。前文のところは先ほどと同じでございます。

「東京都板橋区教育委員会及び東京都板橋区」に改めるものでございます。

(2)は年度協定の期間でございます。

2年目を迎えますので、令和6年4月1日から令和7年3月31日までという記載にしております。

(3)の事業協力の部分でございます。

次年度以降、こども読書活動推進計画、こちらの策定を始めたいと思っております。こちらに関してご協力いただく部分がございまして、文言を追加させていただきます。

次に、各者によるものでございます。

1者目、株式会社図書館流通センターでございます。

こちらは、管理業務経費、委託料の予算が定まりましたので、こちらに記載するものでございます。

(2)は高島平図書館なのですが、次年度、2か月程度、休館期間を設ける形になっています。

照明設備や空調設備の機器改修がございまして、その間に休館中の管理業務及び人員配置が多少変更される部分がございますので、そちらに関しての事項を記載させていただきます。

(3)でございます。

ウォーターサーバーが設置されるということになっておりますので、そちらにかかる経費について、成増図書館に追加をさせていただきます。

1者目は以上でございます。

2者目でございます。株式会社ヴィアックスでございます。

こちら、(1)は管理業務経費という、こちら予算が確定したので記載させていただきます。

(2)志村図書館に関する特記事項でございます。

次年度に向けて、志村ふれあい館、グリーンカレッジホールが入っているところ、こちらに「図書返却ポスト」を新たに設置する形になります。こちらについては管轄が志村図書館ということになりますので、管理業務を追加させていただきます。

同じく志村図書館につきましても、来年度、維持改修の工事が入る予定になっております。こちらの休館中の管理業務、人員配置についての文言を追加させていただきます。

併せて、こちらウォーターサーバーの設置がございまして、西台図書館及び志村図書館に設置する予定になっております。

2者目は以上でございます。

3者目、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社でございます。

こちらは同じく、管理業務経費を記載させていただきます。

(2)氷川図書館に関する事項として、次年度、図書の返却ポストを1基追加をします。

無印良品板橋南町、こちらに設置させていただきますので、氷川図書館における管理業務に追加させていただきます。

3番に移ります。

管理運営業務の仕様書でございます。

こちら文言の整備などを行っているところでございます。

1点、上板橋第一中学校の移転というところがございます。仮校舎を旧上板橋二中に移動するということですので、距離が中央図書館から離れるところもございまして、管轄を小茂根図書館に一時的に移管するという文言を追加させていただきます。

年度協定につきましては以上でございます。

続きまして、指定管理者による事業計画の概要、こちらをご説明させていただきます。

ければと思います。

6 / 20 ページです。

各 10 館の指定管理者をこちらに記載させていただいております。

7 / 20 ページ。次のページに移ります。

こちら各館の人員配置を記載させていただいております。

仕様に基づきまして、司書の割合を全て 50% 以上配置することという形で記載させていただいております。

3 番の収支計画は企業情報ですので、マスキングさせていただいております。

次の 4 番に移ります。

当該年度に達成すべき目標というところで、入館者、貸出利用者、貸出数、こちらの目標を設定させていただいております。いずれも、コロナ禍前に戻すというようなことを目標とさせていただいております。

こちら、3 者分、記載させていただいております。

12 / 20 ページでございます。

5 番、令和 6 年度重点目標への取組という形で記載させていただいております。

①番として、絵本のみでなく、読書習慣の形成につなげる取組とさせていただいております。

学校の連携であったり、地域連携といったところを活発にさせていただくというところが 1 つと、併せて電子図書館、次年度以降のコンテンツを拡充していきたいと思っておりますので、こちらの利用促進につながるような学校連携をお願いするところがございます。

各学校の全ての児童・生徒に ID パスワードを付与する形にしたいと思っておりますので、そちらを活用していただくような取組を記載しております。

②番でございます。地域のニーズに合わせた書架づくりへの取組でございます。こちらについては、各 10 館それぞれ異なった運営をお願いしているところがございます。

地域ニーズに合った書架作りをお願いすることと、絵本のまち板橋、こちらを推進するような絵本との出会いの場づくりとなる所蔵資料を配架するといったところをお願いするところがございます。

③番でございます。地域図書館の活性化に向けた取組の充実でございます。

地域図書館は先ほどの来館者数の目標を設定しているのですが、中央図書館などと連携をして、さらなる来館者数増に取り組んでいただくところがございます。なかなか伸びが芳しくないところがございますので、令和 5 年度からの継続の目標とさせていただいております。

13 / 20 ページ以降、各者の取組を具体的に記載させていただいております。

15 / 20 ページからは、各グループの取組、おはなし会などの予定、合わせて自主企画事業を記載させていただいております。こちら 3 者分でございます。後ほど見ていただければと思います。

説明については以上でございます。

教 育 長      ありがとうございました。質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

長 沼 委 員      ありがとうございました。とても分かりやすくご説明いただきました。

各事業者さんそれぞれ頑張っていて、コロナ禍の前に、入館者や貸し出しの利用者、貸し出し数を戻そうという取組で進めていただけたらいいとは思いますが、一方で、本の持つ機能というのが、電子書籍に移行してきたというのもあるので、必ずしもこの数字だけにこだわるのではなく、もちろんこの指標は目標としては重要なので決して否定するわけではないですが、それ以外の数字に表れないものも積極的にチェックしたり、評価したりして頑張ってくださいということも大事なのではないかと思います。

お話にあった学校や社会教育施設との連携これは多分、数字でも表せると思うのですね。何校とか、何人の児童・生徒と触れ合ったかみたいなものも指標にはできるので、新しい指標を入れながら工夫して運営・運用をしていただければと思います、いかがでしょうか。

中央図書館長      ご意見、ありがとうございます。

まず、電子図書サービスですね。こちらにつきましては、各学校にIDを付与するといったところがございます。

まず読書へのハードルを下げるといった取組をしていこうかなと思っております。こちらについては、利用された回数などが我々の方でカウントができると思っておりますので、また、来館者以外の指標というところで計測できるかと思っております。

併せて学校との連携などでございます。こちらについても、毎年、モニタリングといって、各者にヒアリングなどを行う中で、各学校、何回ぐらい授業を行いましたかといったものを確認させていただく予定になっております。

いずれの指標も、ここに載っていない部分ではございますが、取組として進めさせていただければと思います。

長 沼 委 員      よろしく申し上げます。

教 育 長      ありがとうございます。その他、いかがでしょうか。

高 野 委 員      今、長沼委員のところでもお話があったのですが、来館者の目標設定について、工事が長く予定される場所もあるのですが、実際にこの数字で大丈夫なのかなというのが1つ、疑問に思いました。

それと、電子カードについて成増図書館の自主事業の中で、電子図書館体験会というのがありますが、子どもたちがみんなカードを持つようになりますので、ぜひ地域の図書館でもこのような取組をして普及していくようにしていただきたいと思います。この成増図書館の取組は大変いいなと思って拝見しています。

中央図書館長 入館者数のところ、休館期間があると、多分、なかなか伸びないのではないのかというのは、おっしゃるとおりではございます。

ただ、高島平につきましては、貸出の機能だけは残すような形で改修を行いますので、完全休館というわけではないのですね。なので、それも含めて目標数値を設定しているところでございます。

もう1つ、成増図書館の電子図書館の体験会でございます。

こちら、電子図書サービスを昨年度導入したとき、中央図書館でも行ったのですが、どのような形で蔵書を検索できるかといった形で読み進められるか、また、あとは音声読み上げ機能などもございますので、そのような利用の仕方をレクチャーするというか、そのような回を催しているところでございます。

こちらも電子図書に対するハードルを下げていくというところで、各館でも取組を進めていきたいなと思っております。ありがとうございます。

教 育 長 ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

(なし)

教 育 長 それではお諮りします。日程第十一 議案第15号については原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 それではそのように決定いたします。

#### ○報告事項

##### 1. 教育財産の取得及び用途変更について（北野小学校・赤塚第三中学校）

(新-1・新しい学校づくり課)

教 育 長 それでは、報告事項を聴取します。報告1「教育財産の取得及び用途変更について（北野小学校・赤塚第三中学校）」について、新しい学校づくり課長から報告願います。

新しい学校づくり課長 よろしく申し上げます。

教育財産の取得及び用途変更について、「新-1」の資料をご覧ください。

こちらは教育財産の取得と用途変更という報告事項で、まず、取得の理由になります。

学校敷地内に区が国から譲与を受けた法定外公共物、いわゆる赤道が存在していて、本来の用途である道路ではなく、学校用地として利用しているため、現況の用途に合わせた形で土地を整理する必要があります。

このたび測量が完了いたしましたので、学校敷地内に存在する赤道を土木部から教育委員会へ所管換えをして、道路用地から学校用地に変更するというものに

なります。

また、用途変更の理由になります。

こちらは、その逆でして、道路管理区域内に学校用地が入り組んでいる、そのようなものについて、教育委員会から土木部へ所管換をして、学校用地から道路用地に変更するという内容のものになっております。

具体的には、2ページめくっていただいて、図面になります。

こちらは、まず北野小学校になります。グレーになっているところ、ここが学校の敷地内なのですが、現在、赤道と言われている法定外公共物で、ここを現況に合わせるように教育財産とするということと、あと、紫がかっている土地、右側と左側にありますが、こちらが、現況、道路の現状になっておりますが、公図上、教育財産になっているというところになっておりますので、こちらを教育財産から道路用地に変更するというところでございます。

もう1ページめくっていただいて、こちらも同じく、こちらは赤三中になりますが、グレーがかっているところ、こちらを教育財産にする、紫色がかっているところ、こちらを道路用地にするという、教育財産の取得、用途変更についてのご報告になります。

説明は以上です。

教 育 長      ありがとうございました。質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。これによって何か困ることとか、そのようなことは全くないという判断でよろしいですか。

新しい学校づくり課長      現状に合わせて構造を直すということになります。

教 育 長      はい、分かりました。よろしいでしょうか。

(はい)

#### ○報告事項

#### 2. 令和5年度ICT機器活用アンケート調査の結果について

(支-1・教育支援センター)

教 育 長      それでは、続いて、報告2「令和5年度ICT機器活用アンケート調査の結果について」、教育支援センター所長から報告願います。

教育支援センター長      教育支援センターです。どうぞよろしくお願いいたします。

「支-1」をご覧ください。

「令和5年度ICT機器活用アンケート調査」の結果についてご報告いたします。

昨年10月から11月にかけて実施いたしました。こちらのアンケートは教育支援センターにて配備した電子黒板や一人一台端末などのICT機器について、

導入効果の検証や活用状況といったものの把握を目的といたしまして、平成28年度から実施しているものです。

2ページの方をご覧ください。こちらの方でご説明してまいります。

こちらは、調査実施期間と調査対象、有効回答者数が記載してあります。

回答率につきましては、8割をめざしまして、校長先生方にお声がけをいたしました。そのおかげで、小学校管理職につきましては、回答率100%、教員の先生方、児童・生徒につきましても、8割前後というところで回答をいただくことができました。高い回答率となりまして、調査資料といたしましては信頼性を高めることができたと思っております。

次のページをご覧ください。

こちらの3ページから5ページには、電子黒板や一人一台端末、Chromebookの活用効果に関する内容が記載されております。

管理職、教員の先生方ともに、9割以上が活用効果を実感しておりまして、授業における必須アイテムとしての認識が浸透していることが分かります。

5ページの方をご覧ください。

こちらは、教員から見た一人一台端末についての活用効果になります。

効果といたしましては、複数の児童・生徒の考えを共有できる。一人一人に合わせた学びが展開できるという意見が多く上がりまして、活用が進んでいることが分かります。

今後につきましては、そのような活用方法が子どもたちの学びにより効果的になるようなICTの活用研修を充実させていきたいと思っております。

6ページをご覧ください。

こちらは、児童・生徒の回答になります。

一人一台端末を使った授業は使わない授業よりも分かりやすいか。こちらの質問につきましては、経年で取っているものですが、令和3年度から比較しますと、年々、分かりやすさが実感しているということが多くなっております。

今年度につきましては、93%以上の児童・生徒がわかりやすさを実感していることが分かりました。

7ページにつきましては、オンライン授業の実施について質問しております。

オンライン授業につきましては、双方向で行うオンライン授業や、授業の様子を配信する方法、また、授業等を録画して配信するなどの方法がございますが、9割以上の学校で、状況に合わせてオンラインの方を行っているということが分かりました。

8ページにつきましては、ICTの活用について困ったとき、どのように解決しているかということの回答になります。

最も多かったのは、やはり支援員への相談ということが多かったのですが、2番目に多かったのが、自校のICTに詳しい先生に相談するという意見もありましたので、校内での活用というのが広がっていることが分かります。

今後、学校の自立化も大きな目標になると思いますので、学校の課題を把握し、課題解決に向けた支援を行ってまいりたいと思います。

続きまして、9ページは、校務支援システムの活用による事務作業の効率化についてです。

こちらに記載しておりますのは、管理職の回答になりますが、教員の先生方からは、小学校は8割、中学校では7割という形になっております。

今後、この校務支援システムを更新する際には、より活用しやすいシステムの導入、また、業務効率化が進められるようなソフトウェアがありましたら、そのような部分の導入を進めてまいりたいと思います。

最後、10ページになります。

こちらは教員用のパソコンの1台化の浸透についての質問になります。

先生方は、現在、学習用のChromebookと校務をしているパソコン、2台をお持ちになっていて、2台使用している形になっています。

ネットワークがそれぞれ違うために2台持ちとなっておりますが、文部科学省の方では、この校務DXを進めるというところで、このネットワークを統合し、1台化を進めていくよう言われているところであります。

そこを、板橋区の方も1台化を進めるに当たり、どちらの方に統合していったらいいかということをお聞きしております。

管理職、教員の先生方ともに、Windowsパソコンの方を希望するというところで、回答が複数ありました。

理由といたしましては、校務に利用する資料だったり、東京都からの様式、そのような提出物についてがWordやExcelといったところ、Windows系のソフトウェアがあるというところから、Windows端末を希望されているというところからです。

ですので、導入につきましては、Windows端末で学習に利用するChromebookへのアクセスも可能とする設計で進めていきたいというふうに思っております。

先生方や子どもたちの意見を踏まえまして、今後につきましても取組に反映していきたいと思っております。

以上、ご報告になります。

教 育 長      ありがとうございます。質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

青 木 委 員      ありがとうございます。聞こえておりますでしょうか。

すみません。詳しい情報を色々ご説明いただき、ありがとうございました。大変参考になりました。

1点だけ少し伺いたいところがありまして、児童・生徒さんたちのアンケート調査の中のところで、年々スキルが上がってきているというのはよく分かったのですが、1点だけ少し悩み事みたいな話になっちゃうのですが、中学校や何かで調べ学習をするときに、やはり必ず児童・生徒が使うものですから、セキュリティの概念があると思います。

アクセスできるサイトや何かの制限をかけて使わせるというのが一般的になっているような気がします。板橋区では、この辺のところのセキュリティーのかけ方に対して、概念というか、何か決まりというようなものが、もしあるようでしたら、少し教えていただきたいなと思ひまして。

生徒の方からはアクセスできないサイトが多過ぎて、実は使いにくいというようなことが私立の中学とかで出ていたりするという現状がございますので、少しその辺、参考になるものがあれば教えていただければと思ひます。

教育支援センター所長 恐らく似たような形にはなるかと思ひのですが、カテゴリーで分けて、SNS だったり、そのようなところのアクセスは見てはいけないように、セキュリティーをかけております。

ですので、調べ学習の中で見られないというような意見があることもあります。そのような場合には、先生の方におっしゃっていただくと、そのサイトが本当に必要なサイトであれば、こちらの方で解除するというような形で進めているところでございます。

青木委員 ありがとうございます。もう1点、最後の統一化の話なのですが、結局、例えば板橋区は Chromebook なのですが、例えば iPad なんかを使っているところの事例であったのですが、校務パソコンは Windows で作って、iPad で何かを使っている場合は、結構、Teams と言われるマイクロソフトベースのものを使って、それで統合化していくというような試みが見られましたので、もしかしたら、それが使い分けというのを少しハードルを下げ方法にもなるのかなと思ひまして、少しそういう事例を紹介させていただきました。

教育支援センター所長 ありがとうございます。

青木委員 どうぞよろしくお願ひします。

教育長 ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

野田委員 電子黒板の活用効果について、非常に多くの先生方が役に立っていると感じているということで、大変嬉しく思ひます。

学校にも訪問させていただくと、特に理科室や図工の教室や音楽室などに電子黒板をほとんど入れていただひいて、非常にそこで有効活用されているところを現場でも拝見させていただひております。まだ行き届いていないところもあつて、これから配置していただひと思ひのですが、ぜひ積極的に入れていただひようにお願ひいたします。

教育支援センター所長 ありがとうございます。今年度も追加で3台入れたところですよ。今後も積極的に進めていきたいと思ひます。

野田委員 よろしく願いいたします。

教育長 ありがとうございます。

長沼委員 ご説明ありがとうございました。

これはこの4年間ぐらい、コロナ禍で突然GIGAスクール構想が前倒しになって、本当に大変だったと思うのですよね。

支援センターのスタッフの皆さんが現場の先生方に分かりやすいマニュアルを作って、支援員を拡充したことと、それから、何よりも現場の先生方がしっかりとそれを受け止めて、子どもたちのためICT機器を使うんだということを熱心に取り組まれた成果がこのような形で数字に表れていると思うのですね。

皆さん担当の方に感謝の気持ちを私は伝えたいと思います。以上です。

教育支援センター所長 支援の方につきましては、支援員まかせにするのではなく、教育委員会からも事務局職員と指導主事でチームを組んで支援に伺っております。

学校の課題もそれぞれヒアリングをして、どのような研修がいいかということと伺っております、今年度につきましては13校について17回行ったというところなんです。そういうところからも校内での広がりというのが少しずつ出てきているのかなというふうに思っております。

教育長 ありがとうございます。どうぞ。

高野委員 ICTの研究奨励校の研究発表を見に行きまして、最初は使い慣れなくて苦しかったけれど、2年、3年と続けていくうちに、先生方も、そして、子どもたちも慣れて、すごくよかったというお話を伺いました。

最初に想定していた以外の部分でも、例えば子どもたちが、委員会活動だとか、朝礼だとか、そういうところでも、子どもが自らこういう使い方があるのではないかと提案できていたというお話を伺って、やはりこのような地道な取組がだんだん成果を上げているんだなと思いました。

あと、所長からもお話があったように、アンケートに対しての協力が皆さんの姿勢を表しているのかなと思って、大変嬉しかったです。これからもよろしくお願いいたします。

教育支援センター所長 ありがとうございます。

教育長 その他いかがでしょうか。

私の方から、7枚目のプリントで、オンライン授業等の実施というのが書いてあるのですが、ここで非常にオンラインを使った授業を実施している学校は9割を超えてるといふ、すばらしいことだと思うのですが、その下に活用した場面

という3つの中で、オンライン授業と授業配信、オンデマンドがあるのですが、このパーセンテージの差、小学校と中学校の差という辺りというのはいかななものなのでしょうか。何の違いが出ているのでしょうかね。

オンライン授業が57.6%と24.4%であって、授業配信が74.7%と97.6%、この辺の違いというのは、一体、どのようなことから生まれてくるというふうに分析したらよろしいのでしょうか。

教育支援センター所長 まだ分析ができていないので、これから確認したいと思います。

教 育 長 何か小中で違いがあるのかなというところをぜひ教えていただければというふうに思います。

教育支援センター所長 はい。

教 育 長 その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

教 育 長 では、次に、教育委員会次第にはありませんが、追加報告事項はありますでしょうか。

(なし)

教 育 長 それでは、先ほど申し上げましたように、臨時代理1については非公開として聴取いたしますので、傍聴人の方はご退席願います。ありがとうございました。

(傍聴人 退席)

○臨時代理

1. 令和6年度(令和6年4月1日異動)区立学校管理職配置に係る内申について

(指-2・指導室)

教 育 長 それでは、臨時代理1「令和6年度(令和6年4月1日異動)区立学校管理職配置に係る内申について」、指導室長から報告願います。

指 導 室 長 よろしく願いいたします。

令和6年度(令和6年4月1日異動)区立学校管理職配置に係る内申についてご説明申し上げます。

今回、令和6年4月1日付の人事異動につきまして、既に令和6年2月9日に開催の教育委員会でお諮りをさせていただきまして、東京都教育委員会へ内申を

したところでございます。しかしながら、人事異動に変更が生じまして、急ぎ東京都教育委員会へ内申する必要性が生じたことから、ご審議いただくタイミングが得られませんでした。

そのため、東京都板橋区教育委員会の権限委任に関する規則第3条第1項の規定によりまして、教育長が臨時に代理処理したことをご報告するものでございます。

東京都教育委員会の内申日は令和6年3月6日となっております。

詳細は資料のとおりでございます。

説明は以上でございます。

教 育 長      ありがとうございます。質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。  
よろしいでしょうか。

(なし)

教 育 長      それでは、以上をもちまして本日の教育委員会は閉会いたします。ありがとうございました。

午前      11時   09分   閉会